

衛生管理規程

2018年11月30日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則にもとづき、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という）の衛生管理体制を明確にすることで、本財団の業務遂行に関連して発生する労働災害および健康障害を防止するとともに、職員の衛生管理と健康の保持増進を図り、快適な職場環境を確立することを目的とする。

(規程等の遵守)

第2条 本財団は、前条の目的を果たすために、労働安全衛生に関する法令に従って適切な措置を講じなければならない。

2 職員は、労働安全衛生に関する法令および本規程に定める事項を遵守するとともに、災害の防止、健康の維持および衛生管理に努めなければならない。

第2章 衛生管理体制

(管理者の選任)

第3条 本財団は快適な職場環境作りを推進するために、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、事務局長とする。

(衛生推進者の職務)

第4条 衛生推進者は、衛生に関する次の事項を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 職員の衛生についての教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施とその他、健康の保持増進についての措置に関すること

第3章 教育

(衛生教育)

第5条 本財団は、職員に対し、採用の際および人事異動により配置転換になったとき、その業務に必要な衛生教育を実施する。

2 職員は、本財団が行う衛生教育に積極的に参加しなければならない。

第4章 健康管理

(健康診断)

第6条 本財団は、毎年1回、健康診断を実施する。

- 2 健康診断等基準に定める職員は、前項の健康診断を必ず受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により受診できなかったときは、所定の項目について医師の検査を受け、その結果を証明する書類を本財団に提出することをもってこれに代えることができる。
- 3 本財団は、健康診断の結果の記録を作成し、5年間保存する。

(健康診断の事後措置)

第7条 本財団は、前条による健康診断を行った場合は、診断結果の記録を5年間保存するものとする。

2. 本財団は、前条により実施した健康診断の結果を各職員に通知するものとする。
3. 本財団は、健康診断の結果に関する医師の意見をもとに、職員の健康管理に必要なかつ適切な事後措置をとるものとする。なお、医師からの意見聴取にあたって必要となる対象職員の業務に関する情報を医師から求められた場合は、本財団は速やかに当該情報を医師へ提供するものとする。
4. 本財団は、健康診断の結果について関係官庁に報告が必要なものについては、所定の手続きにしたがって報告するものとする。

(健康診断結果の守秘義務)

第8条 健康診断の業務に従事する者は、その職務上知り得た職員の健康上の秘密を他に洩らしてはならない。

(医師による面接指導の実施)

第9条 本財団は、1ヶ月の所定外労働時間数が80時間を超過した健康診断等基準に定める職員からの申出に基づいて、医師による面接指導を実施する。

- 2 2か月の平均時間外労働時間が60時間を超えた健康診断等基準に定める職員は、医師による面接指導を受けなければならない。
- 3 前二項による面接指導は、本財団が指定する医療機関で行うものとし、費用は全額本財団が負担する。
- 4 本財団は、面接指導の結果の記録を作成し、5年間保存する。

(健康教育および健康相談)

第10条 本財団は、職員に対する健康教育および健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため、必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるものとする。

- 2 職員は、前項の措置を利用してその健康の保持増進に努めなければならない。

附 則 (2018年11月30日)

この基準は、2018年11月30日から施行する。